

令和6年度 軽自動車税 税額表

■原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		税 額	参考)平成27年度まで
原動機付自転車	総排気量50cc以下(定格出力0.6kw以下)	2,000円	1,000円
	総排気量50cc超90cc以下 (定格出力0.6kw超0.8kw以下)	2,000円	1,200円
	総排気量90cc超125cc以下 (定格出力0.8kw超1.0kw以下)	2,400円	1,600円
	ミニカー(三輪以上で20cc超50cc以下) (定格出力0.25kw超0.6kw以下)	3,700円	2,500円
	特定小型(電動キックボード)	2,000円	-
小型特殊	農耕作業用※(最高速度35km/h未満)	2,400円	1,600円
	その他(最高速度15km/h以下)	5,900円	4,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下(側車付を含む)	3,600円	2,400円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円	4,000円

※農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(要証明書提出)で、乗車装置を備え、最高速度35km/h未満のもの

令和元年12月25日からけん引式農耕作業用トレーラが軽自動車税(種別割)の対象となりました(農耕作業用トレーラ 農耕トラクターのみにけん引され、肥料・薬剤の散布、耕うん、収穫などの農耕作業や農耕機械の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車 例) マニユアスプレッダ、スプレーヤ、ロールペーラー、トレーラなど)。

■四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分		税 額			
		平成27年3月31日以前新規登録	平成27年4月1日以降新規登録	新規登録後13年超(H23.3以前の新規登録)	
三輪	50cc超660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※令和6年度に新規登録後13年を超えるのは、初度検査年月が平成23年3月以前の新規登録車両

■グリーン化特例

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(25%軽減については、令和7年3月31日まで)に初めて新規登録された軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について、初年度課税分に限り軽自動車税を軽減する。

車種区分		標準税額	軽減後税額			
			25%軽減※	50%軽減※	75%軽減※	
三輪		3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	-	-	2,700円
		営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物	自家用	5,000円	-	-	1,300円
		営業用	3,800円	-	-	1,000円

※各軽減条件

対象車	内容
電気自動車・天然ガス自動車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合)	概ね75%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車 (平成17年排出ガス基準基準75%低減達成車(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車)	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準90%達成 概ね50%軽減
	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準70%達成 概ね25%軽減